

成田市 農業委員会だより



発行／成田市農業委員会
編集／成田市農業委員会だより編集委員会
電話／0476-20-1573
第63号 令和6年10月15日発行



SNS総フォロワー数は約2万人！

大栄十余三で明治時代から続く農家の5代目・富岡優人さん。

大学卒業後就農し、今年で6年目。良質な土壌を生かし、親子3代でメロンとさつまいもを栽培しています。農作業風景や栽培過程を紹介するSNSが人気を集め、端正な顔立ちも相まって、「メロン王子」と呼ばれる成田市農業界の若き広告塔を紹介します。

メロンの販売は、県内に10店舗ある「房の駅」と自宅での直売のみ。直売は、ぎりぎりまで熟した採れたてのメロンを提供できることが、何よりもの強み。販売時は自宅の庭が渋滞になってしまうほどの盛況ぶり。購入者さんからの感想を聞くことは勉強になり、励みにもなるので、楽しみだと語ってくれました。メロンは土が命。収穫後の土づくりが来年の生育に関わるという。お父様から教わった技術や経験、農学部で学んだ知識を基に、自分なりに噛み砕き、良質な土づくりに尽力している。

さつまいもは、メロンと対照的にほとんどが農協出荷。全国でもトップレベルの産地として生産者同士で切磋琢磨し、産地全体を更に盛り上げていきたいという。個人的には、焼き芋や干し芋、もしくは全く新しいもので6次産業化に挑戦したいそうです。

近年市内の農家は高齢化や後継者不足により、農家人口は下降の一途。SNSを駆使した若き広告塔は、自身の農園の経営だけでなく、農協のPRや農業そのもののPRに繋げていけたらと語ってくれました。伝統を守りつつ、未来へ繋ぐ…メロン王子の今後の活躍が楽しみです。



成田市で新たに就農される方へ

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があります。そこで、本市では新規就農者のための新たな支援制度として、「成田市新規就農者等就農支援補助金」の交付を開始いたしました。

この補助制度は、新たに農業経営を開始する方だけでなく、すでに農業を営んでいる両親や親族の経営を引継ぐ、いわゆる「親元就農」にて農業経営を開始される方も対象としており、農業を始められる方を幅広く支援するものとなっております。

補助を受けるための要件は

- ・農業経営開始から5年以内で、就農時に50歳未満の市内在住の方
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・市内に農地等を保有もしくは借りていること
- などです。



また、補助金の対象となる経費は、農業経営を始めるうえで必要となる機械等の取得やリース等の費用のほか、住宅の家賃等も対象となります。補助率は対象経費の2分の1以内で、最大40万円が交付されます。

【お問合せ】

農政課 農業振興係

☎ 0476-20-1542

地域計画策定に係る協議の場を開催しました



令和6年7月4日から8月10日まで、遠山地区・公津地区・中郷地区・大栄地区において「地域計画策定に係る協議の場」を開催し、多くの皆さんに参加いただきました。

地域計画の概要説明の後、各地域の地図を見ながら、現状と課題、地域における農業の将来のあり方、農地の受け手（担い手）としての位置づけ、農地の集積・集約についてなど、地域の皆様ならではの貴重なご意見を伺うことができ、大変有意義な会議となりました。

市と農業委員会では、今回いただいた意見をもとに、各地区の地域計画案を作成し、報告させていただく予定です。今後も千葉県、関係機関とも連携し、地域農業の振興に取り組んでまいります。

イノシシによる 農作物被害に お困りの皆様へ



イノシシ等による農作物被害に対応するため、農業者の購入する電気柵等の防護柵について補助いたします。

●補助率：対象事業費の1/2以内

●補助限度額：2万円

※資材の購入は交付決定後となりますので、ご注意願います。

防護柵設置の補助金についてのお問い合わせは
農政課 農林畜産係 ☎ 0476-20-1541

農地の適正な管理をお願いします

農地法第2条の2では、「農地について、所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」という責務規定があります。

雑草が繁茂すると、種子が飛散し病害虫も発生します。また、イノシシなどの有害鳥獣の棲み処となり、農作物に被害を与えるほか、近隣農地や地域住民に迷惑がかかりますので、農地を所有している方は、定期的に草刈りをするなど、農地の適正な管理をお願いします。



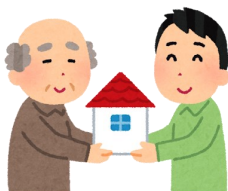
相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続人は、土地(農地等)や建物(住居等)などの不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日以前に相続した土地・建物で相続登記されていないものも対象となります。なお、正当な理由がないのに相続登記をしないと10万円以下の過料が科せられる可能性があります。詳しくは、千葉地方法務局までお問合せください。

【千葉地方法務局 成田出張所】 ☎ 0476-23-2313(管轄:香取支局の管轄以外)

【千葉地方法務局 香取支局】 ☎ 0478-52-3391(管轄:旧下総町・旧大栄町)



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。➡



相続等で農地を取得した方は届出が必要です

次の事由により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。

●相続・遺産分割・遺贈 ●法人の合併・分割 ●時効取得など

下記必要書類を農業委員会にご提出ください。

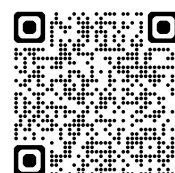
- 届出書
- 農地の権利を取得した状況が分かるもの全筆分
 - ①土地の全部事項証明書(写)
 - ②遺産分割協議書一式(写)など

【お問合せ】
成田市農業委員会事務局
☎ 0476-20-1573

※届出様式は農業委員会事務局に用意しています。または成田市のホームページからダウンロードもできます。

<https://www.city.narita.chiba.jp/>

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。➡



令和6年度最適化活動の目標の設定等について

①農地の利用集積・集約化

目 標 集積面積 2,962ha

活動計画 農業委員・農地利用最適化推進委員による仲介、公益社団法人千葉県園芸協会や公益財団法人成田市農業センターが実施する農地中間管理事業への支援を継続し、農地利用集積の促進及びヤミ耕作の解消に努める。

②遊休農地の解消

目 標 遊休農地の解消目標面積80ha(令和5年度の利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地が399haあり、そのうちの20%の解消を目指す。)

活動計画 農地利用最適化推進委員が担当地区の全農地について現況確認作業を実施する。全遊休農地について、利用意向調査を実施していく。

③新規参入の促進

令和5年度の新規参入者

2経営体 1.2ha

過去3か年の権利移動面積

平均 570ha(3条と利用権の権利移動)

活 動 計 画

研修会等を実施し、農地に関する知識を身に付け、地元の会議等にも積極的に参加していく。

④最適化活動の目標

委員1人当たりの活動日数を、6日/月以上と定め、遊休農地の解消、違反転用防止パトロールを積極的に実施する。

8月から10月を活動強化月間とし、現状の遊休農地を把握し、解消に努める。

1人ひとりの
農業者を応援する
農業者年金



農業者年金の詳細な内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

[独立行政法人農業者年金基金](#)

[☎03-3502-3942](tel:03-3502-3942)(企画調整室)



編

集

後

記



今年の夏は米が不足し、値上がりもしたと報道された。そんなとき、政府の備蓄米を放出し、柔軟に対応すれば良いのではないかと思います。

国内の米の自給率は100%だと考える人が多いと思うが、実は平成5年に政府はミニマムアクセス米を輸入し始め、毎年増加し、現在では77万トン輸入している。米の消費量とは言えば、ピーク時の60年程前には一人あたり110kg以上だったのに、現在では60kg以下になっている。米の生産量は最高1,300万トンだが、昨年は減反政策の影響もあり、生産目標が700万トン。毎年10万トン余という。さらに政府は、不測の事態に備えて、100万トンの米を備蓄している。

このような国内事情で、稲作農地は減反政策で4割も減反させられている。農地利用最適化として、農地の集約化や遊休農地の発生防止・解消をし、農地を守ることを行っている。減反政策を行っていないながら、農地は守りましょうというのは、とても矛盾しているのではないかと思います。

遊休農地を減らすためには、ミニマムアクセス米の輸入を減らし、減反面積を減らし、米をどんどん作れるようにすれば良いのではと思うのは、私だけでしょうか…

編集委員 加藤 茂

家庭菜園・市民農園等でもご注意
さつまいもにこんな症状はありませんか？

もとぐされびょう

サツマイモ基腐病



生育中や収穫時に写真と似た症状を確認したら
最寄りの農業事務所に御連絡ください！



地下部の茎が黒く変色します



地際部が黒に、葉が黄や赤に変色して枯れます



腐敗したさつまいもの切断面



病気は地下部まで進み、さつまいもを腐らせます

基腐病の感染防止のためには早期発見が重要です。
植える前の苗や植えた後の畑をよく確認しましょう！



被害を受けたさつまいも畑(他県の例)

植物防疫法に基づき「千葉県総合防除計画」を令和6年3月に策定しました。
この中で、サツマイモ基腐病について、家庭菜園を含めすべての栽培者に守っていただく6つのルールを定めましたので、ご協力をお願いします。※詳細は裏面



チーバくん

千葉県 基腐病

検索



農業事務所連絡先や詳細な防除対策はこちらを検索

サツマイモ基腐病ってどんな病気？

【サツマイモ基腐病とは】

- 病原菌 糸状菌(カビの一種)
- 宿主植物 ヒルガオ科植物(主にさつまいも)
- 症状 感染した株は茎の地際部が褐～黒変し、茎は黄色や紫色に変色して、症状が激しい場合は萎れて枯死します。いもでは主になり首側(茎のつけ根側)から腐敗します。

【病気の特徴】

主に保菌した「種いも」や
「苗」、「残渣」から伝染します。

雨が降ると雨水を介して、病気にかかったさつまいもから他の健全なさつまいもに病原菌が広がります。

病原菌は土にも残るため、同じ畑でさつまいもを栽培すると発病を繰り返す可能性があります。

6つのルールを守ってサツマイモ基腐病のまん延を防ぎましょう！

【千葉県総合防除計画】

植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づき、県では「千葉県総合防除計画」を令和6年3月27日に策定し、公表しました。この計画の中で、植物防疫法第22条の3第3項の規定に基づき、発生の予防および発生した場合における駆除又はまん延の防止に関し農業者(家庭菜園等も含む)が遵守すべき事項を次のとおり定めています。

【6つのルール(遵守事項)】

- ①本病発生ほ場から種いもを採取しない。
- ②無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。
- ③県等が実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ④本病が発生又は本病と疑われる症状を確認した場合には県や関係機関に直ちに連絡する。
- ⑤本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと発病株を抜き取り、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- ⑥本病発生ほ場では、原則として2年以上は、さつまいも以外の作物を栽培する、又は休耕する。